

「事故の確認申請、調査及び確認等に関する規則」の一部改正について

令和5年6月20日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

今般、協会員が証券事故による補填行為を行う場合に提出する委員会調査確認申請に係る調査確認料について納入期限及び1件あたりの金額を変更することに伴い、「事故の確認申請、調査及び確認等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 調査確認料の見直し

調査確認料の納入期限及び額を削除する。(第11条第1項)

2. その他所要の改正

その他所要の改正を行う。(第11条第2項)

III. 施行の時期

この改正は、令和5年9月1日から施行する。

以 上

「事故の確認申請、調査及び確認等に関する規則」の一部改正について

令和5年6月20日
(下線部分変更)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第3章 委員会調査確認申請</p> <p>(調査確認料)</p> <p>第11条 協会員は、第8条第2項の規定により調査確認申請書を提出したときは、<u>本協会が定めるところにより</u>調査確認申請1件につき<u>所定の調査確認料</u>を本協会に納入しなければならない。</p> <p>2 前項の調査確認料の納入は、本協会が指定する口座に振り込む方法により行う。<u>その振込手数料は、協会員の負担とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和5年9月1日から施行する。</p> | <p style="text-align: center;">第3章 委員会調査確認申請</p> <p>(調査確認料)</p> <p>第11条 協会員は、第8条第2項の規定により調査確認申請書を提出したときは、<u>調査確認申請書提出日の属する月の翌月20日</u>(当日が本協会の休業日である場合には、<u>その前営業日</u>)までに、当該調査確認申請1件につき調査確認料<u>11,429円及び消費税等相当額</u>を本協会に納入しなければならない。</p> <p>2 前項の調査確認料の納入は、本協会が指定する口座への振込によって行う。<u>この場合において、振込手数料は、協会員の負担とする。</u></p> |